

入札制度の改正等について（お知らせ）

竹原市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札及び契約手続きを次のとおり改正しました。

(1) 電子入札の拡大実施

電子入札は、入札及び契約手続きの透明性確保のほか、入札参加者及び市の事務負担を軽減することを目的として、平成 18 年度から実施しています。今回の改正で、さらに対象範囲を拡大して実施します。

なお、電子入札対象案件であっても、書面で入札に参加することはできます。

平成 22 年 5 月 16 日以前	⇒	平成 22 年 5 月 17 日以降
請負対象設計金額が <u>1,000 万円</u> 以上の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務		請負対象設計金額が <u>500 万円</u> 以上の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務

ただし、水道施設工事を除きます。

(2) 最低制限価格の公表（建設工事）

契約締結後に、最低制限価格を公表します。

平成 22 年 5 月 16 日以前	⇒	平成 22 年 5 月 17 日以降
非公表		事後公表

ただし、入札結果・契約結果と同様に予定価格 2 5 0 万円未満の建設工事については、非公表とします。

(3) その他

竹原市では、公共工事の円滑な施工及び建設業者の資金繰りを支援するため、中間前金払制度を導入しています。

請負対象設計金額が 130 万円以上の工事で、一定の要件を満たしたときに、請負業者の請求により、前払金（4 割）に追加して 2 割の支払を受けることができる制度です。